

## 4 寄附金

### 【改正の概要】

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、特定公益増進法人（公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの）に対するその特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金の額があるときは、一定の算式により計算した金額を限度（特別損金算入限度額）として、一般の寄附金の損金算入額とは別に損金の額に算入することとされている（法37④、令77の2、規23の3）。

令和3年度の税制改正により、上記の特別損金算入限度額の計算の対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかなものが除外された（法37④）。また、これに伴い特別損金算入限度額の適用を受けるために保存することとされる書類について、その寄附金が特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する法人税法第37条第4項《寄附金の損金不算入》に規定する寄附金である旨のその特定公益増進法人が証する書類とされた（規24）。このほか、特定公益増進法人の範囲に、定款にその地方独立行政法人の試験研究の成果を活用する事業又はその試験研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資を行う旨の定めがある地方独立行政法人が追加された（令77一の二）。